

輸出入品目分類の概要

平成27年6月22日

横浜税関業務部関税鑑査官

目次

1. 品目分類
2. HSとは
3. 品目表の解釈に関する通則
(HSコード決定のための具体的事例)
4. 輸入しようとする貨物の事前教示制度
5. 輸出貨物に係る分類照会
6. (参考)税関ホームページ
7. (参考)事前教示回答事例(品目分類)
8. (参考)HS条約の概略

1. 品目分類

品目分類とは、輸出入される商品を
品目表の一つの項目に当てはめること
輸入では、関税分類と呼ぶことも

- ・輸出で使用するもの 輸出統計品目表
- ・輸入で使用するもの 実行関税率表(※)

(※)関税定率法別表の「関税率表」をもとにWTO 譲許表、
関税暫定措置法別表、「輸入統計品目表」等の通関実務
に際して必要なものを組み入れて作成されたもの

- 各国の関税率表は、HS条約(※後述)の品目表(HS)に基づいて作成されており、一般に、関税率表の6桁の号までを“HS-code”と称する。

品目表の構成 (部で表示、第1部～第21部)

- ・ 第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品<第1類～第5類>
- ・ 第2部 植物性生産品<第6類～第14類>
- ・ 第3部 動物性又は植物性の油脂等<第15類>
- ・ 第4部 調製食料品、飲料、アルコール等<第16類～第24類>
- ・ 第5部 鉱物性生産品<第25類～第27類>
- ・ 第6部 化学工業の生産品<第28類～第38類>
- ・ 第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品<第39類～第40類>
- ・ 第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、バッグ類<第41類～第43類>
- ・ 第9部 木材及びその製品等<第44類～第46類>
- ・ 第10部 木材パルプ、紙及びその製品<第47類～第49類>

- ・ 第11部 紡織用繊維及びその製品<第50類～第63類>
- ・ 第12部 履物、帽子、傘、つえ等<第64類～第67類>
- ・ 第13部 石、プaster、セメント、石綿、陶磁製品、ガラス製品
<第68類～第70類>
- ・ 第14部 真珠、貴石、貴金属及びその製品(宝飾品)<第71類>
- ・ 第15部 鉄、アルミ等の卑金属及びその製品<第72類～第83類>
- ・ 第16部 機械類及び電気機器等<第84類～第85類>
- ・ 第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品<第86類～第89類>
- ・ 第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、
精密機器、医療用機器、時計、楽器等<第90類～第92類>
- ・ 第19部 武器及び銃砲弾等<第93類>
- ・ 第20部 雑品<第94類～第96類>
- ・ 第21部 美術品、収集品及びこつとう<第97類>

(HSコードについて)

国際条約に基づいて品目毎に定められているコード

「類(=上2桁)」 「項(=上4桁)」 「号(=上6桁)」

「号(=上6桁)」までは、世界共通

(事例1)

あられ、せんべい(調製食料品→第4部の第19類が考えられる)

【輸出】 1905.90 - 100 「100」は統計細分

【輸入】 1905.90 - 321(砂糖の使用なし) 「321」は統計細分

類=19類、項=19.05項、号=1905.90号

(事例2)

外面が革製のハンドバッグ(革製品→第8部の第42類が考えられる)

【輸出】 4202.21 - 000

【輸入】 4202.21 - 110(貴石を使用し、課税価格が1個6,000円超)

類=42類、項=42.02項、号=4202.21号

(事例3)

電気式の原因機を自蔵するグラインダー(手持工具→第16部の第84類が考えられる)

【輸出】 8467.29 - 100

【輸入】 8467.29 - 010

類=84類、項=84.67項、号=8467.29号

(事例4)

がん具(人間以外の生物又は動物を模したもの、詰物をしたもので紡織用繊維の織物製のもの。がん具→第20部の第95類が考えられる)

【輸出】 9503.00 - 400

【輸入】 9503.00 - 311

類=95類、項=95.03項、号=9503.00号

(事例5)

玄米茶 (調製食料品→第4部の第19類、第21類が考えられる)

【第2編 国内分類例規】

19.04項 21.01項

1.玄米茶の分類基準について

「玄米茶とは、通常緑茶40%～60%と玄米(うるち米をとう精し、ふかし、乾燥し、煎ったもの。)40%～60%を混合したもので、時には花と称する物品(もち玄米を膨張させたもの。)を5%程度含有することがある。
玄米茶の関税分類については、玄米(花を含む。)の割合が50%以上のものは玄米に特性があるものと認め第19.04項に、50%未満のものは第21.01項に分類する。」

第19.04項 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品等

第21.01項 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品等

類 = 19類又は21類、項 = 19.04項又は21.01項
号 = 1904.10号又は2101.20号

(事例6)

手袋(輸入の場合)

①使い捨てのポリエチレン製手袋

3926.20-000 基本5.8%、協定4.8%、特惠無税

②ゴム製手袋

4015.19-000 基本無税

③革製手袋(運動用以外で毛皮付きのもの)

4203.29-110 基本40%、協定14%

④綿製手袋にゴムを塗布したもの

6116.10-161 基本7.8%、協定7.4%、特惠無税

⑤手袋(紡織用繊維の織物類から製造)

6216.00-500 基本7.8%、協定6.5%、特惠5.2%、特特無税

2. HSとは

HSとは、以下の略称

ハーモナイズド カマーディティ ディスクリプション アンド コーディング システム

(**H**armonized Commodity Description and Coding **S**ystem)

和訳すると

“商品の名称及び分類についての統一システム”

HS条約とは、同システムに関する国際条約をいう。

HS条約

第一条(定義)

- (a)「商品の名称及び分類についての統一システム」(以下「統一システム」という。)とは、附属書に定める項及び号の規定並びにこれらの番号、部、類及び号の注並びに統一システムの解釈に関する通則から成る品目表をいう。
- (b)「関税率表における品目表」とは、締結国が輸入物品に関税を課するため自国の法令により定める品目表をいう。
- (c)「統計品目表」とは、締約国が輸出入貿易統計のためのデータの収集のために作成した品目表をいう。

統一システム(HS)の構成

附属書（に定める品目表）

統一システムの
解釈に関する
通則

分類決定の原則

部注
類注
号注

定義等を規定

項及び
号の規定

個々に品名等を規定

部注、類注、号注(例)

➤ 部注

第16部(機械類) 注1 この部には、次の物品を含まない。

(b) 革製品・・・

第17部(車両等) 注4 この部においては、次に定めるところによる。

(b) 水陸両用車両は、第87類の該当する項に属する。

➤ 類注

第92類(楽器等) 注1 この類には、次の物品を含まない。

(d) 楽器の清掃用ブラシ(第96.03項参照)

➤ 号注

第22類(飲料、アルコール等)

号注1 第2204.10号において「スパークリングワイン」とは、温度20度における密閉容器内のゲージ圧力が3バル以上のもので、ぶどう酒をいう。

項及び号の規定(例)

HS [**項**番号：最初の2桁は類の番号、4桁は類の中の位置を示す
号番号：項は、更に2以上に分割されることがある。
 (※国内法令等に基づき細分を設ける場合：統計細分)

項	号	統計細分	品名
90.03			眼鏡のフレーム及びその部分品
			フレーム
	9003.11	9003.11-000	プラスチック製のもの
	9003.19		その他の材料製のもの
		9003.19-010	1 金属製のもの →
		9003.19-020	2 その他のもの →
	9003.90	9003.90-000	部分品

「フレーム」と「部分品」は、同一水準の号を示している。

3. 品目表の解釈に関する通則

(以下、「通則」とします。)

・通則は、提示された物品が、表のいずれの項又は号に所属を決定するかについての原則を定めたもの

・通則は、1から6の原則で成っている。

通則1～5 項(4桁)の所属を決定する

通則6 号(6桁)の所属を決定する

通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

- | | |
|------|---|
| 通則 1 | (4桁の)項を決定するための <u>基本原則</u> |
| 通則 2 | <u>未完成又は未組立物品</u> についての項の決定及び項の範囲を拡大することについて定めた原則 |
| 通則 3 | <u>二以上の項に属するとみられる物品</u> の項の決定方法を定めた原則 |
| 通則 4 | 通則3までの原則により決定できない場合の項の決定方法を定めた原則(<u>最も類似する物品</u> が属する項に属する。) |
| 通則 5 | 当該物品と共に提示された <u>収納容器及び包装材料、包装容器</u> の取り扱いを定めた原則 |
| 通則 6 | 前記の原則により決定した項のうち、 <u>(6桁の)号</u> を決定するための原則 |

通則 1

・ 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、**項の規定**及びこれに係る**部又は類の注の規定**に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

★品目表全体の構成、各項の規定及び部又は類の注の規定を理解することが前提となるため、通則1は最も重要な基本原則。

通則1

HSコード4桁決定のための具体的事例

①: 食品 第1部(第1類、第2類)及び第4部(第16類)

鶏及びその加工調製の段階のものを、
それぞれの項の規定により分類

01. 05項

家きん(鶏 (ガルス・ドメスティクス)、あひる…で、
生きているものに限る。)



分割加工、冷凍

02. 07項

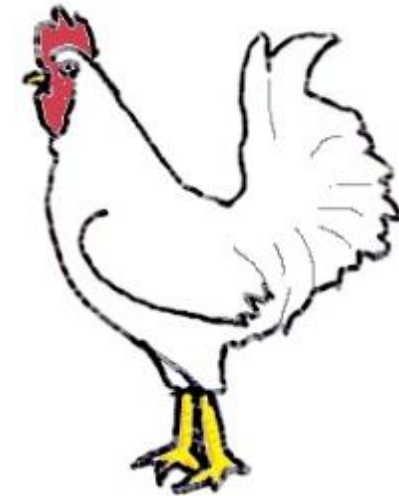
肉及び食用のくず肉で、第01. 05項の家きんのもの
(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)



から揚げ粉を付け油で揚げる

16. 02項

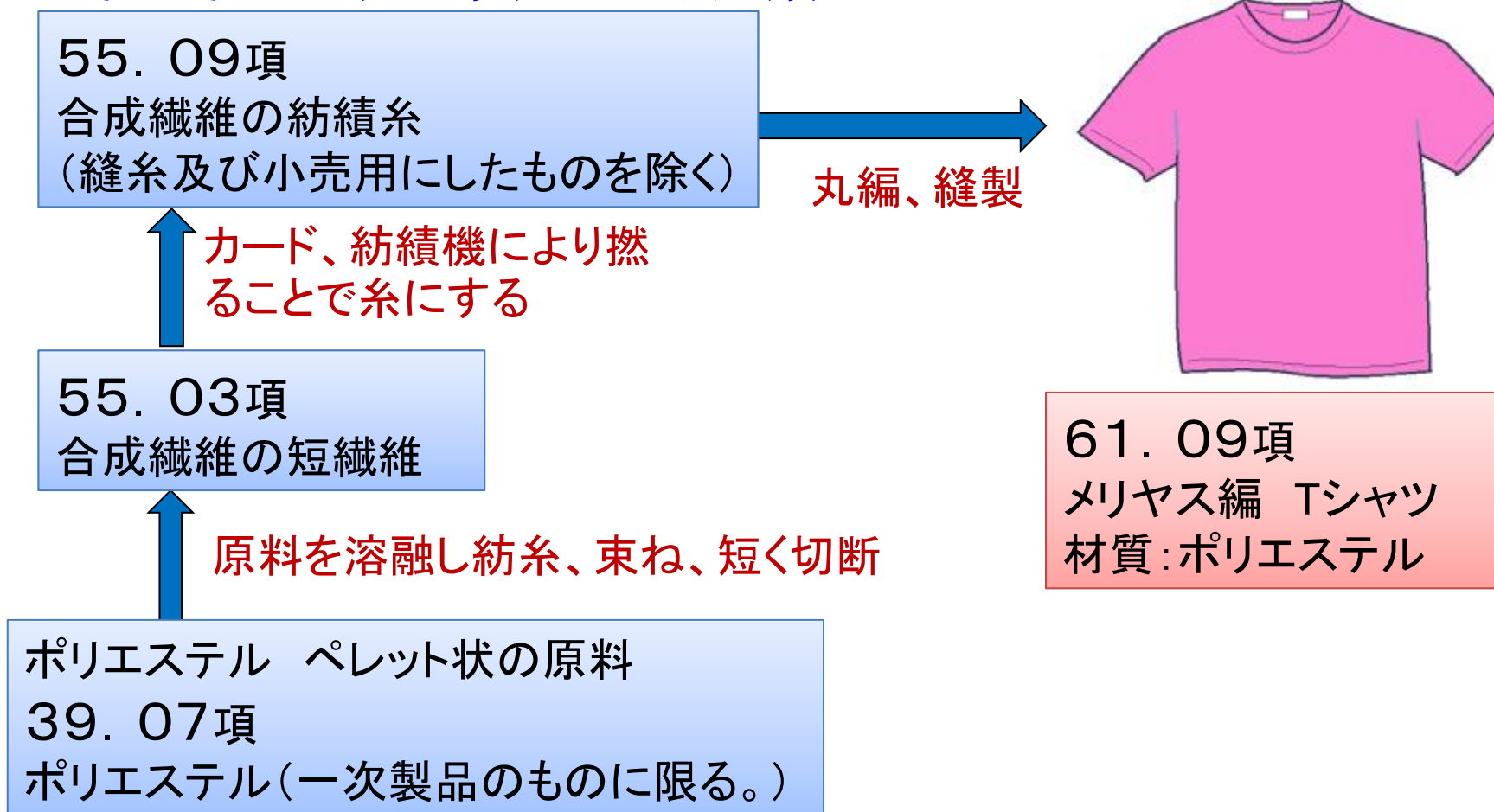
その他の調製をした肉



通則1

②: 繊維製品 第7部(第39類)、第11部(第55類、第61類)

Tシャツの主な原材料から製品までを
それぞれの項の規定により分類



通則1

③: 自動車用アルミホイール 第17部

部注及び項の規定に従って分類する

※乗用自動車は第87.03項に規定されている

※第17部注3 第86類から第88類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限る…

乗用自動車用として作られたアルミニウム製の車輪である。

第87.08項 部分品及び附属品
(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)の規定により同項に分類



通則1

④: 自動車エンジン関連部品 第16部(第84類)、17部

自動車の部品であっても第17部に分類されず、機械類及びその部分品として第16部に分類されるケース

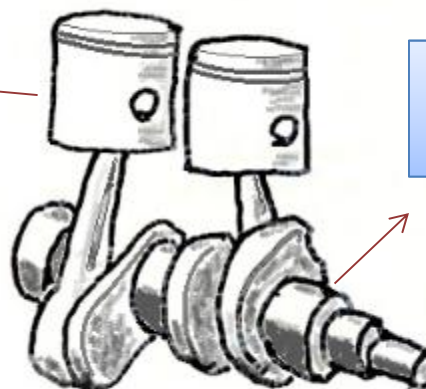
※第17部注2 この部に含まないとする部分品及び附属品についての注釈

(e) 84.01項から84.79項までの機器及びその部分品...

※第16部注2(a)及び(b) 機械の部分品の所属を決定するための注釈

84.07項 ピストン式火花点火内燃機関

ピストン・コネクティングロッド
84.09項
84.07項のエンジンの部分品



クランクシャフト
84.83項 伝動軸

通則1

⑤: 電動ドリル用の合金鋼製のビット 第15部、第16部

機械の専用部品であっても第16部に分類されないケース

※第16部注1 この部に含まないとする部分品及び附属品についての注釈

(○)第82.07項の互換性工具...



第82.07項

手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)用の互換性工具



第84.67項

手持工具(原動機を自蔵...)

金属製のドリルビットは、手持工具(電動ドリル)に専ら又は主として使用する部分品であっても、**第82.07項に分類される互換性工具**であるために、第16部注1(○)の除外規定に該当する(「**第82.07項の互換性工具等は、第16部には含まない。**」という規定に該当)。

したがって、手持工具の部分品として第84.67項には分類されない。

通則2

(a) 各項に記載するいずれかの物品には、**未完成の物品で、完成品として重要な特性を有するものを含む**

完成した物品で、提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものを含む。

(b) 各項に記載する材料又は物質には、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む。

特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含む。

二以上の材料又は物質からなるものの所属は通則3の原則に従って決定する。

通則2(a)

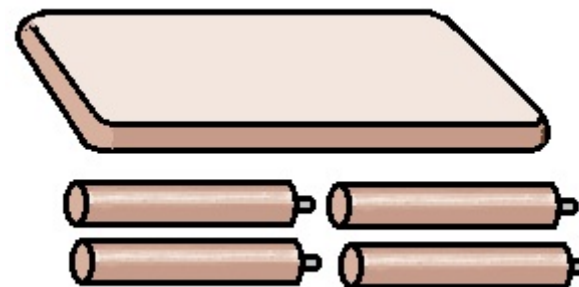
未完成の物品の所属

①車輪を装着していないトラック
完成品としての重要な特性を有している
ので、完成品として第87.04項に分類



提示の際に組立ててないもの
及び分解してあるものの所属

②テーブル
提示の際に分解してあるテーブル
であっても、完成品として
第94.03項に分類



通則3

2(b)により、又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

(ただし書き、省略)

(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料または構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定できない場合は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通則3(a)

第87.03項の乗用自動車 に使用するタイヤ



通則1

87.08項

部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの
自動車のものに限る。)

40.11項

ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)

通則3

(a) **最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも
一般的な記載をしている項に優先する。**

→第40.11項に分類

通則3(b)

金属製の写真立て及び
50枚の写真を収納するプラス
チックシート製ポケットを有する
アルバムを結合したもの



通則1

83. 06項 卑金属製の額縁

39. 26項 その他のプラスチック製品

通則3

(b) 異なる構成要素で作られた物品

重要な特性を与えている材料は、50枚の写真を収
納するプラスチック製のアルバムと認め、

その他のプラスチック製品として**第39. 26項**に分類

通則3(b)

パスタ料理を作るために、スパゲッティ、トマトソース、チーズ及び胡椒を小売包装したもの

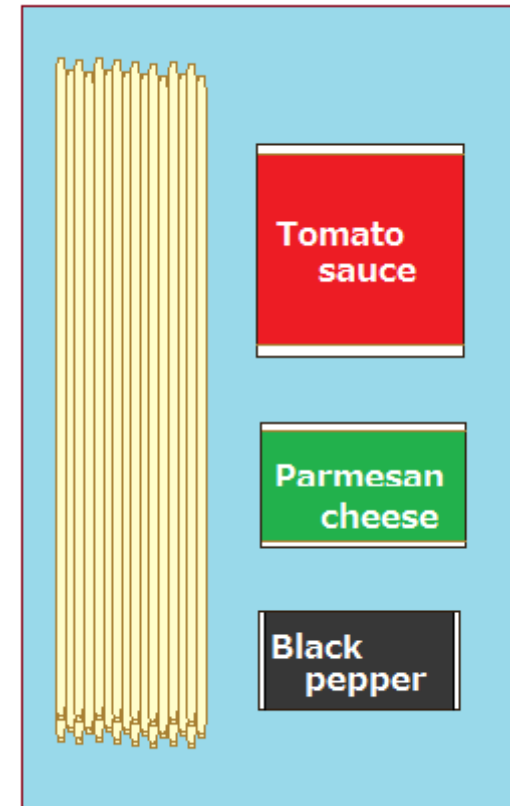
通則1

04. 06項 チーズ
09. 04項 こしょう属のペッパー
19. 02項 スパゲッティ
21. 03項 ソース

通則3

(b) 小売用のセットにした物品

重要な特性を与えている物品は、スパゲッティと認め、第19.02項に分類



通則4

関税率表中に属するとみられる項がない場合の所属の決定方法

通則3までの原則によりその所属を決定できない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

この規定を適用して物品の所属を決定することは稀です

通則5

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で

特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常 当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。

ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。

ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

通則5(a)

専用ケースと共に提示されたギター



通則1

92. 02項 弦楽器
42. 02項 楽器用ケース

通則5

(a) ケースは、特定の物品を収納するために特に製作したもので、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものである。

ケースはギターに含めて第92. 02項に分類

通則5(b)

→包装容器及び包装材料の所属の決定

物品とともに提示し、
かつ、
当該物品の包装に通常使用する
包装材料および包装容器は、
当該物品に含まれる。

ただし、反復使用に適することが
明らかな包装材料及び包装容器に
ついては適用しない。



例：鉄鋼製スプレー容器は内容物の
殺虫剤に含め、第38.08項に分類



例：28.04項 希ガス(アルゴン)
73.11項 鉄鋼製圧力容器

通則6

号(6桁)の所属を決定する為のルールが定められている。

- この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、

この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。

- この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

通則6

ハイブリッド自動車(第一世代)

ガソリンエンジン及び電動機とが組み合わさって作動する5人乗り自動車。エンジン; シリンダ容積1,497cm³、最大出力53キロワット、電動機; 最大出力33キロワット。



通則1 87.03項 乗用自動車

通則6

エンジン及び電動機により走行が可能であるため、同一水準の号を比較すると、2つの号の分類が考えられる。

8703.2 その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限り。)

8703.9 その他のもの

通則3(b)を準用し、重要な特性を与えているのは内燃機関と認め、シリンダ容積1,000 cm³を超え1,500 cm³以下のものとして、8703.22号に分類

4. 輸入しようとする貨物の事前教示制度

事前教示制度とは

あらかじめ輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分及び関税率について税関に照会を行い、その回答を受けられることができる制度

メリット

原価計算の确实性を高めることが可能

輸入通関をよりスムーズに行うことができる

事前教示の照会方法

・文書による照会

・口頭による照会(電話や税関の窓口での照会)

・Eメールによる照会

文書による照会と口頭による照会の相違点

1. 文書による事前教示(輸入のみ)

- ・書面により回答書が交付される。
- ・回答書に記載された内容は、輸入申告時の審査の際に尊重される。
- ・所属区分に対し意見の申出を行うことができる。(2ヶ月以内)

有効期限は3年間

2. 口頭・Eメールによる事前教示

- ・回答した(メール含む)内容は、輸入申告時の審査の際に尊重されない。
- ・所属区分に対し意見の申出を行うことができない。

より正確を期すため、文書による照会をお勧めします。

5. 輸出貨物に係る分類照会

1. 照会方法(窓口、電話、インターネット)

2. 照会内容(分類照会 → HSコード)

3. 分類照会にあたってのポイント等(照会前に確認をお願いしたい点等)

(1) 譲許品(EPAの対象品目)かどうかの確認

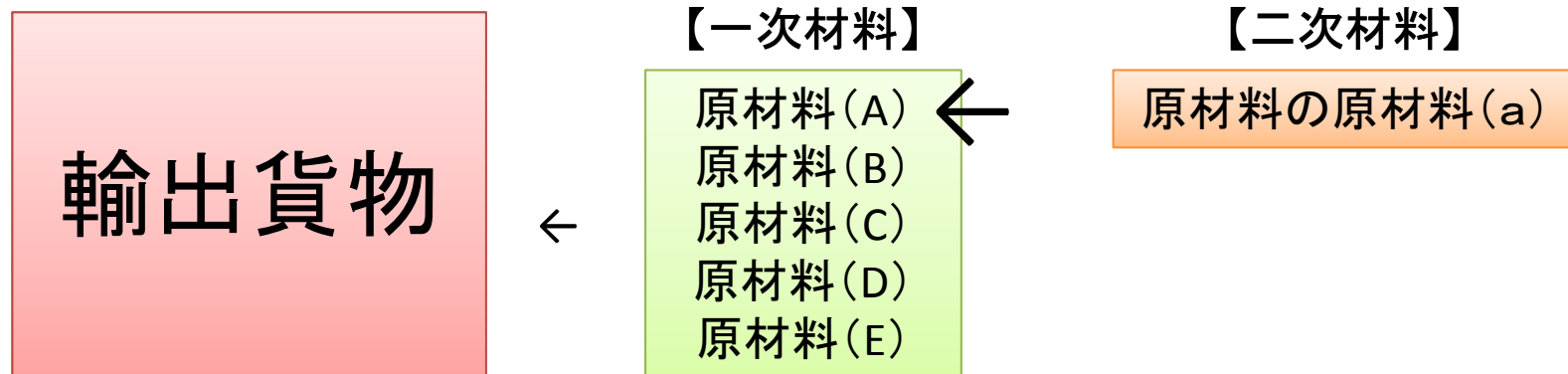
(2) 原材料に日本非原産の材料を使用していないかどうかの確認

(3) 非原産材料を使用していた場合、品目別規則の確認

イ. 原材料のすべてについてHSコードが必要かどうか

ロ. 必要なHSコードは、類(上2桁)か、項(上4桁)か、号(上6桁)か

ハ. 「原材料」の「原材料」に関する調査の必要性はどうか



6. (参考)税関ホームページ



輸出入の手続き

- ・輸出統計品目表
- ・実行関税率表
- ・関税率表解説、分類例規
- ・輸入貨物の品目分類事例
- ・品目分類の事前教示
- ・事前教示回答(品目分類)



* 分類例規第2編「国内分類例規」

関税率表の国内細分(号を更に細分化した部分)についても記載されている部分がありますが、関税率表と輸出統計品目表の国内細分は異なっていることから、そのまま適用することができないので注意が必要です。

7. (参考)事前教示回答事例(品目分類)

文書による事前教示の照会及び回答の内容については、税関における取扱いの透明性及び輸入者一般の予測可能性を高めるため、参考となるべき商品の個別具体的な分類事例の公開を税関ホームページで行っています。

事前教示回答項目	
登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した日付
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番(9桁から成ります。)
関税率	処理年月日の属する年度(もしくは暦年)の関税率(年度(もしくは暦年)によって、税率が異なる場合があります。) 協定税率の()内の税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計、又は、関税と調整金の合計を示しています。
内国税率	処理年月日の属する年度の内国税率(年度等によって、税率が異なる場合があります。)
法令	税関限りの意見に基づく他法令に係る情報 (正式な回答を要する場合には、主管官庁に必ず照会して下さい。)
貨物概要	事前教示照会のあった貨物の概要(性状、製法、成分割合等)
分類理由	上記税番に分類される理由

それぞれの項目には、以上の情報が表示されます。

8. (参考)HS条約の概略

世界税関機構(WCO)が作成した条約

●関税率表

●貿易統計

締約国にHSの使用を義務付け(HS条約第3条)

・1988年 発効

※HS以前:関税協力理事会品目表(CCCN)

世界貿易の75%をカバー【米、加は使用せず】

・世界貿易の98%超をカバー(WCO事務局調べ)

(200か国・地域以上が使用)

・条約締約国 151(150か国・地域+EU) (2015年3月 現在)

・HSの性格(多目的な品目表)

① 関税率の設定

② 国際貿易統計の編纂

③ 原産地の決定

④ 貿易交渉(例; WTO EPA)

主要目的:国際貿易の容易化

⇒貿易制限物品のモニター

(例;オゾン層破壊物質、麻薬、廃棄物、ワシントン条約該当物品等)